

平成19年から

# あなたの所得税・住民税が変わります。

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

## 「何がかわるの?」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(ぜいげんいじょう)」。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

## 「どう変わるの?」

減税移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

所得税 **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**  
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税 **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**  
(都道府県民税4%・市区町村民税6%)

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

### モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

#### 独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

#### 夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。(詳しくは左ページをご覧ください)



## 税源移譲以外の主な変更点

### 定率減税が廃止されます。

平成17年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

#### 平成18年

所得税:平成18年1月分から  
税額の10%が相当額を減額(12.5万円を限度)  
住民税:平成18年6月分から  
税額の7.5%が相当額を減額(2万円を限度)

#### 平成19年以降

所得税:平成19年1月分から廃止  
住民税:平成19年6月分から廃止

### モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年		平成19年	
住民税	196,000円	住民税	293,500円
・定率減税	△14,700円		
所得税	263,000円	所得税	165,500円
・定率減税	△26,300円		
合計	418,000円	合計	459,000円

子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

### 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

#### 平成17年度

合計所得金額  
125万円以下の方  
**非課税**

#### 平成18年度以降

### 課税

経過措置として  
平成18年度は税額の3分の2を減額  
平成19年度は税額の3分の1を減額  
平成20年度以降は、全額負担

この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

### モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



平成17年度		平成18年度		平成19年度	
住民税	非課税	住民税	19,900円	住民税	37,300円
		・定率減税	△1,500円	・住民税 × $\frac{1}{3}$	△12,434円
		・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$	△12,267円		
所得税	34,800円	所得税	34,800円	所得税	17,400円
・定率減税	△6,960円	・定率減税	△3,480円		
合計	27,840円	合計	37,453円	合計	42,266円
(税額 27,800円)		(税額 37,400円)		(税額 42,200円)	

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。